

# 特記仕様書

## 【1. 総則】

### （適用範囲）

本特記仕様書は、「大林橋修繕設計業務委託」（以下、本委託）に適用する。

### （委託内容）

本業務は、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づき実施した定期点検結果により、劣化が認められた大林橋について、橋梁長寿命化を図るために必要な修繕設計を実施するものである。

### （履行期間）

本委託の履行期間は令和8年12月24日までとする。

### （使用する技術基準等）

本委託の実施にあたっては、本仕様書のほか、下記の関係法令等に準拠して行うものとし、最新版を使用するものとする。

- 土木設計業務等共通仕様書（宇治市）
- 土木設計業務等委託必携（国土交通省近畿地方整備局）
- 土木設計業務等委託必携（京都府）
- 道路橋示方書・同解説（（社）日本道路協会）
- 道路橋補修・補強事例集 2012年版（（社）日本道路協会）
- 道路橋定期点検要領（国土交通省近畿地方整備局）
- 詳細設計照査要領（国土交通省近畿地方整備局）
- 土木工事数量算出要領（案）（国土交通省近畿地方整備局）

### （管理技術者及び照査技術者）

本委託の配置予定技術者は下記に示すいずれかの資格等を有する者を配置するものとする。

- （1）管理技術者：土木設計業務等共通仕様書第1章第6条第3項に規定する資格等は、技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はシビルコンサルティングマネージャー（以下、「RCCM」という。）（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。
- （2）照査技術者：土木設計業務等共通仕様書第1章第7条第2項に規定する資格等は、技術士の建設部門（鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者とし、本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。
- （3）担当技術者：本業務と同種又は類似業務の実績を有する者とする。

### （提出書類）

委託金額が100万円以上となる場合、受注者は測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）の入力システムにより、（財）日本建設情報センター（JACIC）にデータ登録するものとする。

登録には、業務契約時登録、業務完了時登録及び必要に応じて変更時登録があり、調査職員の確認を受けて行うものとする。また、登録確認のため、同センターが発行する「TECRIS受領書」の写しを調査職員に提出するものとする。

### （緊急の措置）

現地調査時に別紙（道路橋定期点検調査）より損傷の進行が見受けられ、緊急の措置が必要な場合は速やかに調査職員に報告すること。また、国や京都府への状況報告及び措置方法等の報告が必要となるため、調査職員から指示があった場合は速やかに必要な資料を提出すること。なお、措置方法については修繕の範囲や工法について検討し調査職員に報告すること。

### (打合せ等)

打合せ協議については、業務着手時、中間打合せ、成果品納入時の計3回を行うものとする。  
なお、成果品納入時には原則として管理技術者が立ち会うものとする。  
打合せ協議は、打合せ事項を記録簿に取りまとめ、調査職員に提出し相互に確認すること。

### (資料の貸与)

以下の資料を貸与する。  
・当該橋梁の定期点検結果  
・当該橋梁の参考図面  
本市から貸し出す資料は、速やかに返却し他の目的に使用してはならない。

### (土地への立入り等)

現地調査等の実施にあたり、第三者の土地に立入る場合は、あらかじめ調査職員及び土地の所有者の了解を得て立入るものとする。また、作業者は作業中必ず宇治市発行の証明書を携帯すること。

### (車両の駐車及び交通規制について)

業務箇所付近の車両の駐車については、近隣住民や交通の支障にならないように十分注意すること。また、駐車が長時間に及ぶ場合や車両台数が多くなり交通規制が必要となる場合は必ず調査職員に報告し指示に従うこと。なお、現地作業中に苦情があった場合は、受注者において責任を持って対応するものとし、その結果を調査職員に報告すること。

### (安全管理)

受注者は、業務履行にあたり労働安全衛生法、道路交通法その他関係法令を遵守し、第三者及び作業従事者の安全確保を最優先とすること。  
また、本業務においては交通規制を伴った現地調査等は想定していない。  
関係機関協議等により交通規制が必要となった場合は監督職員と協議の上、対応するものとする。

### (成果物の提出)

本委託の成果品は、共通仕様書に基づくものとするが、成果品部数は正・副各1部とし、成果品項目は以下のとおりとする。

- ① 業務報告書
- ② CD-R (CAD(dxfl・sfc)・Word・Excel・PDF・xdw)

### (守秘義務)

受注者は業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。個人情報の取扱いには十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、目的外の使用を禁止し目的完了後直ちに返却すること。万が一個人情報漏洩した際は、調査職員に直ちに報告し、調査職員の指示に従い対応すること。

## 【2. 業務概要】

### (対象橋梁の諸元)

本委託における対象橋梁は、下記のとおりとする。

橋梁名	供用開始	橋長	径間数	上部構造形式	基礎形式
大林橋	1983年	4.85m	1	単純RC床板橋	直接基礎

### (対象とする損傷)

本委託の対象となる橋梁の主な損傷は、下記のとおりとする。

#### (1) 大林橋

- ・床版(下面)の剥離・鉄筋露出、うき(判定区分Ⅲ)

### (業務計画)

受注者は、契約後速やかに橋梁調査の実施体制を整えて、基本方針・工程計画・作業体制等について検討した上で、業務計画書を作成し調査職員に提出する。

### (現地踏査・一般図作成)

橋梁の参考図面や既往資料、現地調査により詳細構造を把握し、橋梁一般図を作成する。

### (補修箇所の抽出)

既往資料や現地での踏査及び点検調査より詳細構造、修繕箇所及び数量を把握する。修繕箇所については、別紙(道路橋定期点検結果)に示す。数量は、図面と現地の整合を確認すること。また、修繕設計に必要な情報を補うことを目的として、既往資料の整理(図面等)を行う。

なお、詳細な点検調査を行う必要が生じた場合、調査員と協議するものとする。

### (調査結果のとりまとめ)

点検調査で確認した損傷状況のとりまとめを行い、損傷の発生規模を整理した上で、損傷の発生要因の分析を行う。

### (調査試験)

現地踏査や損傷要因分析において、調査試験が必要と判断される場合にはその試験内容、目的について監督職員と協議するものとする。

なお、協議の結果、必要となった場合は設計変更の対象とする。

### (修繕設計)

#### ○修繕工法の比較検討

既往資料や点検調査結果を基に、計上されている対策工法の妥当性かつ構造特性、施工性、経済性、維持管理性との整合など総合的な観点から3案程度の修繕工法比較を作成し選定を行う。

#### ○修繕設計・図面作成

選定した修繕工法について、詳細構造を決定するための修繕設計を行い、発注に必要な図面一式(位置図・平面図・側面図・標準断面図・横断面図・構造図・各種標準図・施工計画図・仮設図)を作成する。また修繕設計においては、新技術等の活用について検討することとし、費用の縮減や施工の効率化などに取り組み、従来工法との比較検討も行うこと。

参考) 国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所「新技術情報提供システム」

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/tech/netis/netis.html>

### (施工計画)

修繕設計の結果を踏まえ、現場条件、資材搬入条件等を勘案し、施工計画・仮設計画を立案する。

### (概算工事費算出)

工事に必要な数量計算書を作成し、その数量と施工方法を勘案し、調査職員と協議した単価を用いた概算工事費を算定する。なお見積りが必要となる工種については、算定の参考とした見積書及び見積り先の3案を添付すること。

**(照査)**

土木設計業務等共通仕様書第7条に記載するとおり、照査技術者による照査を実施する。

**(報告書作成)**

業務の成果として必要事項を記載した報告書を作成する。また、各要点をとりまとめて記載した設計概要書を作成する。

**(調査試験)**

修繕設計に必要となる調査試験については設計変更の対象とし、その箇所及び数量については調査職員と協議の上決定すること。また、定期点検時に想定した調査試験を別紙（橋梁諸元等資料）の考察に記載しているため、参考とすること。

**【3. その他】**

**(地下埋設物や架空線等上空施設の確認)**

調査地区内の地下埋設物や架空線等上空施設の有無については、受注者が確認を行うものとし、施設が在る場合は、当該管理者と協議を行い、詳細な位置や深さ等の調査をすること。また、その結果は平面図等を作成して発注者へ報告するとともに、成果物へ反映させること。

**(業務の検査等に伴う必要な費用)**

本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

**(会計検査について)**

本業務は国庫補助事業であることから、会計検査院の検査が実施される際には、関係資料の整理や作成等が必要となった場合は協力すること。